

議提第1号

霧島市議会会議規則の一部改正について

上記議案を地方自治法第109条第6項及び霧島市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和3年3月26日提出

霧島市議会議長 阿多 己清 殿

提出者 霧島市議会運営委員会  
委員長 松 元 深

## 霧島市議会会議規則の一部を改正する規則

霧島市議会会議規則（平成17年霧島市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第91条1項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第138条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「請願」を「前2項の請願」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印」を「及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印」に改め、同項の次に次の1項を加える。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印しなければならない。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### （提案理由）

標準市議会会議規則において、女性をはじめ多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備の一環として、欠席理由にすでに規定されている「出産」に加え、「育児」「看護」等を具体的に明文化すること、及びこれまで行政手続等において求めてきた押印について、請願者に対する「署名押印」を「署名又は記名押印」に改めることとされたため、本規則の所要の改正をしようとするものである。